ロ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ニにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2)　次のいずれかに該当すること。

a　算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が百分の七十以上であること。

b　算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が百分の六十五以上であること。

c　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。

(3)　介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4)　通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

ロ　日常生活継続支援加算(II)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設の施設基準

(1)　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2)　イ(2)から(4)までに該当するものであること。

四十　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

第十一号の規定を準用する。

四十一　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ　日常生活継続支援加算(I)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1)　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2)　次のいずれかに該当すること。

a　算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が百分の七十以上であること。

b　算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が百分の六十五以上であること。

c　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。

(3)　介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4)　通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

ロ　日常生活継続支援加算(II)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設の施設基準

(1)　ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2)　イ(2)から(4)までに該当するものであること。

四十二　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ　看護体制加算(I)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1)　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2)　常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3)　通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

ロ　看護体制加算(I)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1)　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2)　イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ　看護体制加算(II)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1)　イ(1)に該当するものであること。

(2)　看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

(3)　当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(4)　イ(3)に該当するものであること。

ニ　看護体制加算(II)ロを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1)　ロ(1)に該当するものであること。

(2)　ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

四十三　指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

イ　十二人を標準とする単位（以下この号において「準ユニット」という。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行っていること。

ロ　入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室（利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）を設けていること。

ハ　次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。

(1)　日中については、準ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2)　夜間（午後六時から午後十時までの時間をいう。以下同じ。）及び深夜（午後十時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）において、二準ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3)　準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

四十四　平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

四十五　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ　常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

ロ　看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ハ　医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ニ　看取りに関する職員研修を行っていること。

ホ　看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。